

規制の事前評価書

法令案の名称：医療法等の一部を改正する法律案

規制の名称：病床機能報告への医療機関の機能に関する報告事項の追加

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：医政局地域医療計画課

評価実施時期：令和7年1月

1 規制の必要性・有効性

【拡充】

<法令案の要旨>

- ・病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するもの（以下「医療機関機能等報告対象病院等」という。）の管理者に対し、医療機関全体として提供する機能について報告を求めることとする。

<規制を拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・現行の地域医療構想について、地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため、病床機能等の報告を求めているが、85歳以上の高齢者の増加や人口減少がさらに進む2040年頃を見据えると、全ての地域・全ての世代の患者が適切な医療を受けられる体制を構築できるよう、入院医療だけでなく、外来医療・在宅医療、介護との連携等を含む、医療提供体制全体の課題解決を図るための地域医療構想へと内容を見直す必要がある。
- ・現在、病床機能報告の仕組みが導入されているところ、病床機能のみならず、急性期医療の提供、高齢者救急の受け皿、在宅医療提供の拠点等、地域で求められる医療機関の役割を踏まえた医療提供体制を構築するため、各医療機関に対し、病床機能の報告のみならず、医療機関全体として提供する機能についても報告を求める必要がある。

<必要となる規制拡充の内容>

- ・医療機関機能等報告対象病院等の管理者は、地域における医療機関機能の分化及び連携の推進のため、当該医療機関機能等報告対象病院等の医療機関機能に応じ厚生労働省令で定める区分に応じ、
 - ① 基準日における医療機関機能
 - ② 基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日における医療機関機能の予定を当該医療機関機能等報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならないこととする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

■検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・病床機能報告における病床機能区分のうち、これまでの「回復期機能」について、2040年に向けて増加する

高齢者救急等の受け皿として急性期と回復期の機能をあわせもつことが重要となること等を踏まえ、「包括期機能」と変更すること等を検討。

<その他非規制手段の検討状況>

非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- ・新たな地域医療構想においては、医療機関機能に着目して地域医療構想を策定・推進することに伴い、その基礎データとして、医療機関の医療機関機能を把握することが必要不可欠であり、医療機関機能報告を任意にすることは適当でないため。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【拡充】

- ・医療機関機能に係る報告の内容を踏まえ、各都道府県でその機能に応じた医療機関の連携・再編・集約化の議論を行うことができ、もって質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の構築に寄与する。

4 負担の把握

【拡充】

<遵守費用>

- ・医療機関機能等報告対象病院等において、医療機関機能に係る報告事項を報告するための費用が生じる。

<行政費用>

- ・当該報告を受けるためのシステムの整備等に要する費用が生じる。

5 利害関係者からの意見聴取

【拡充】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

・

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・全ての医療機関が医療機関機能を報告できること、あるいは複数の機能を有する場合には複数の医療機関機能を報告できることを含めて、地域の実情に応じた幅をもった報告のあり方を柔軟に考えるべき。
- ・これまでの病床機能報告では複数の機能を重複して報告できなかったが、5つの医療機関機能では複数の機能を報告する方が現実的。

等

<関連する会合の名称、開催日>

- ・第110回社会保障審議会医療部会、令和6年9月5日
- ・第112回社会保障審議会医療部会、令和6年11月15日
- ・第11回新たな地域医療構想等に関する検討会、令和6年11月8日
- ・第13回新たな地域医療構想等に関する検討会、令和6年12月3日

<関連する会合の議事録の公表>

・厚労省 HP にて公表

社会保障審議会医療部会：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126719.html

地域医療構想等に関する検討会：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_436723_00010.html

6 事後評価の実施時期

【拡充】

<見直し条項がある法令案>

・見直し条項（法律の施行後5年）を踏まえ、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案のうえ、事後評価を実施し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。